

鹿児島市小規模保育事業（小規模保育事業A型）の連携施設確保に関する基本的考え方

1 趣旨

小規模保育事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項の規定による小規模保育事業（鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年鹿児島市条例第50号。以下「条例」という。）に規定する小規模保育事業A型に限る。）を行う者。）が、条例第7条において、保育の適正かつ確実な実施及び教育又は保育の継続的な提供に資するために確保しなければならない連携施設の要件及び内容等について、必要な基本的考え方を定める。

2 連携施設の確保について

(1) 連携項目

小規模保育事業者は、以下の機能を担う連携施設を適切に確保しなければならない。

ア 保育内容への支援（条例第7条第1項第1号に掲げる事項）

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な小規模保育事業者に対する相談、助言その他保育の内容に関する支援を行うこと。

イ 代替保育の提供（条例第7条第1項第2号に掲げる事項）

必要に応じて、代替保育（小規模保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該小規模保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

ウ 卒園後の受け皿（条例第7条第1項第3号に掲げる事項）

小規模保育事業者が保育を提供していた利用乳幼児に対し、当該保育の提供の終了に際し、当該利用乳幼児にかかる保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(2) 連携施設の種類

保育所、認定こども園又は幼稚園

(3) 連携内容の確認

小規模保育事業者は、連携施設を運営する者との間で、連携項目の内容について、その具体的な内容や方法、費用等を協議し、協定書を取り交わすこととする。

なお、小規模保育事業者と同一の設置者が運営する施設を連携施設とする場合は、法人の意思決定機関において、連携協力の内容に係る事項を協議・決定した内容を記録した議事録等（以下「議事録等」という。）を保存することとする。

(4) 連携施設の手続き及び施設数

連携施設は、必ずしも1施設に限定する必要はなく、複数の施設を設定すること、連携施設側が複数の小規模保育事業者の連携施設となることも可能とする。また、いずれかの連携施設が、連携項目の一部しか協力できない場合であっても、複数の連携施設と連携す

ることにより、全ての項目を担保することができる場合に限り、連携施設を確保できたものとみなすものとする。

(5) 鹿児島市への届出

ア 小規模保育事業者は、連携施設を新たに確保した際又は連携協力の内容に変更があった際は、「小規模保育事業連携施設届出書」（様式第1）に、連携施設を運営する者との間で取り交わした協定書又は議事録等の写しを添えて、鹿児島市へ提出するものとする。

イ 小規模保育事業者は、連携施設を運営する者との連携協力を解除した際又は効力期間の満了等により協定書等の内容が無効となった際は、「小規模保育事業連携施設解除届」（様式第2）に、その内容がわかる文書等を添えて、鹿児島市へ提出するものとする。

3 連携協力の内容

(1) 保育内容への支援

ア 内容

下記項目例を参考に1項目以上設定すること。

項目例	内容
相談・助言	利用乳幼児及び保護者等への支援について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける 等
合同保育	連携施設における定期的な合同保育（行事への参加等）により、集団保育の機会を確保する 等
園庭開放	運動遊びを通じた利用乳幼児の健康増進に向け、連携施設の屋外遊戯場等を定期的（月数回程度）に開放する 等
給食	小規模保育事業所において自園調理を行わない場合、連携施設で調理した給食を搬入する 等 ※給食を搬入する際には、専用ボックス等を使用する等衛生的な配慮をすること
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同の健康診断を行う 等

イ 連携施設の所在地

小規模保育事業所と連携施設との間を日常的に往来することを踏まえて、小規模保育事業所から可能な限り近いことが望ましい。

(2) 代替保育の提供

ア 内容

項目	内容
代替保育の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所の利用乳幼児に対し、連携施設において代替保育を提供する ・連携施設から職員の派遣を受け、小規模保育事業所において代替保育を提供する 等
代替保育が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所の職員の病気や休暇・研修等により保育の提供が一時的に困難な場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により小規模保育事業所で保育の受入体制が整えられない場合 等
代替保育の提供を拒むことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・代替保育を提供することにより、保育士の配置基準を満たせなくなる等、利用乳幼児の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合 ・特別な支援を必要とする利用乳幼児がおり、当該利用乳幼児のために必要な人員を配置できない場合 ・連携施設及び小規模保育事業所の双方又は一方において感染症等が発生し、感染拡大の恐れ等がある場合 等

イ 連携施設の所在地

連携施設において代替保育を受ける利用乳幼児及び保護者並びに連携施設から派遣される職員が適切に移動できる範囲で確保することが望ましい。

(3) 卒園後の受け皿

ア 内容

項目	内容
連携枠の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設は、原則として、小規模保育事業所を卒園する児童の保護者の希望に基づき、優先的に利用できる枠（以下「連携枠」という。）を確保すること。 ・連携枠は、2号定員により必要数を確保するものとし、これを満たした場合に限り、1号定員による確保も可能とする。 ・連携施設は、原則として、小規模保育事業者が提供していた保育時間等と同等の内容を提供することとする。 ・連携施設が具体的な連携枠の数を確保できる場合は、協定書に記載すること。
連携枠利用希望者数の調整・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業者は、卒園児数が年度ごとに変動すること等を踏まえ、毎年10月末までに利用者の連携施設の利用意向を確認し、連携施設と連携枠を調整の上、確保すること。
連携枠内定後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・連携枠の内定者は、原則、内定を辞退することはできない。また、転園申込み及び通常の4月利用申込みをすることはできない。

イ 連携施設の所在地

原則として、鹿児島市内の施設とすること。

また、利用乳幼児及び保護者の利便性を考慮し、小規模保育事業所と同じ区域内若しくは隣接区内に確保すること。

ただし、幼稚園又は認定こども園（1号定員において卒園児を受け入れるものに限る）については、市外の施設であっても卒園後の受け皿に係る連携施設とすることができる。

4 連携における損害対応

「保育内容への支援」や「代替保育」において発生した損害については、原則として、全て小規模保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険に加入することが望ましい。

また、「保育内容への支援」や「代替保育」において発生した事件・事故に関しては、原則として小規模保育事業者の責任において処理するものとする。

5 在園児の保護者への説明

小規模保育事業者は、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第39条に基づき、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、連携施設の種類、名称、連携協力の概要等、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

また、連携施設を確保した際には、速やかに利用乳幼児の保護者に対し、連携内容等について具体的に説明すること。

6 連携に係る費用について

小規模保育事業者が連携施設に支払う金額については、事業者間の協議により決定すること。その際、支援の内容ごとに1回あたり、児童1人あたり等の単価を設定することも可能とする。また、一定期間の定額を定めることも可能であるが、その際は、連携の実態が伴わない費用負担となることのないよう、一定の頻度で確実に支援を受けられる場合に設定するのが望ましい。

(参考) 公定価格上の調整単価

事業類型	単価 (月額)	例
小規模保育事業A型	定員 6～12人 2,050円/人	12人利用の場合 月24,600円
	定員13～19人 1,290円/人	19人利用の場合 月24,510円